

○北海道防衛局における身分証明書の取扱いに関する達

北海道防衛局達第15号

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第23条第8項の規定に基づき、北海道防衛局における身分証明書の取扱いに関する達を次のように定める。

令和5年12月1日

北海道防衛局長 宮崎 順

北海道防衛局における身分証明書の取扱いに関する達

北海道防衛局における身分証明書の取扱いに関する達（平成19年北海道防衛局達第10号）の全部を改正する。

（通則）

第1条 北海道防衛局職員の身分証明書の取扱いについては、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号。以下「一般基準訓令」という。）第23条に定めるもののほか、この達によるものとする。

（用語の定義）

第2条 この達において「個人番号カード」、「身分証明機能」、「マスキングカード」、「カードケース」及び「身分証明書」の定義は、一般基準訓令第3条に定めるところによるものとする。ただし、第7条第1項第3号に規定する身分証明書については、この限りでない。

（身分証明書の所持）

第3条 職員（自衛官を除き非常勤職員を含む。以下同じ。）は、常に身分証明書を所持し、正当な理由で提示を求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

2 職員は、身分証明書を亡失し、又は破損しないよう十分注意し、かつ、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（発行責任者）

第4条 身分証明書の発行事務の責任者は、北海道防衛局総務部長（以下「発行責任者」という。）とする。

(身分証明書の発行)

第5条 発行責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに身分証明書を発行するものとする。

- (1) 採用、転任等により新たに職員となったとき
- (2) 職員が個人番号カードの交付を受けたとき

2 マスキングカードの貸与を受けた職員は、直ちに、マスキングカードの署名欄に自署し、カードケースに個人番号カード及びマスキングカードを格納するものとする。

3 発行責任者は、別記第1号様式による身分証明書発行簿を備え、身分証明書を発行するとき、又はマスキングカードを貸与するときは、それに登録し、発行を受けた職員に受領の確認をさせるものとする。

(身分証明書を亡失し、又は破損した場合の取扱い)

第6条 職員は、身分証明書を亡失し、又は破損した場合は、速やかに発行責任者に対し、別記第2号様式による亡失・損傷報告書を提出しなければならない。

2 発行責任者は、前項の規定により報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、直ちに身分証明書を亡失した職員（以下「身分証明書亡失職員」という。）の身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。

3 発行責任者は、第1項の規定により報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて新たにマスキングカード及びカードケース又はこれらのいずれか（以下「マスキングカード等」という。）を貸与するものとする。

4 発行責任者は、亡失した身分証明書が発見された場合には、身分証明書亡失職員に対し、別記第3号様式による発見報告書を提出させるものとする。この場合において、新たに個人番号カードに身分証明機能を付与する以前であれば、第2項による措置を解除できるものとする。

(マスキングカード等の返納)

第7条 身分証明書を所持している職員は、次の各号に掲げる場合には、必要に応じて、マスキングカード等を発行責任者に返納しなければならない。

- (1) 職員が退職した場合（職員が北海道防衛局で引き続き任用される場合を除く。）
- (2) 職員が他府省に出向（併任を除く。）した場合
- (3) 職員が身分証明書の発行権者を異にして異動することにより、異動先で新たに身分証明書を交付された場合
- (4) 新たにマスキングカード等を貸与された場合

2 発行責任者は、前項の規定により返納を受けた場合は、必要に応じて、直ちに身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。

3 発行責任者は、北海道防衛局以外の機関で貸与されたマスキングカードについて、返納

北海道防衛局における身分証明書の取扱いに関する達

又は亡失があった場合は、速やかに当該機関に返納又は亡失の通知をするものとする。

- 4 発行責任者は、職員からマスキングカードが返納されたときは、身分証明書発行簿の当該マスキングカードに係る記載事項を抹消し、その備考欄に処理年月日及び理由を付記するとともに、第3項の場合を除き、返納されたマスキングカードを裁断する等、確実に廃棄しなければならない。

(臨時の身分証明書)

第8条 発行責任者は、職員が個人番号カードの取得に時間を要する等やむを得ない事由により身分証明書の発行ができないときは、当該職員に対し別記第4号様式により、臨時の身分証明書（以下「臨時身分証明書」という。）を発行することができる。

- 2 臨時身分証明書に貼り付ける写真は、発行の日前3箇月以内に撮影した、脱帽正面向き上半身のものでなければならない。
- 3 臨時身分証明書の所持、発行、亡失、損傷又は返納に係る取扱いについては、第3条、第5条第3項、第6条第1項又は前条第1項の規定の例による。

附 則（令和5年12月1日北海道防衛局達第15号）

(施行期日)

第1条 この達は、令和5年12月1日から施行する。

(北海道防衛局における身分証明書の取扱いに関する達の全部改正に伴う経過措置)

第2条 新身分証明書（改正後の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条の規定により発行された身分証明書）を発行していない職員における旧身分証明書（改正前の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条の規定により発行された身分証明書）の返納に係る取扱いについては、なお従前の例による。

別記第1号様式(第5条第3項関係)

身分証明書(臨時身分証明書)発行簿

有効 期限	カード書込日	マスキング カード番号	勤務部課名	氏 名	生年月日	受領の確認	転 入 年月日	転 出 年月日	返 納 年月日	備 考

注： 1 備考欄には整理上必要な事項を記入するものとする。

2 身分証明書の種類により別葉とする。なお、臨時の身分証明書については、「カード書込日」とあるのは「発行年月日」と、
「マスキングカード番号」とあるのは「発行番号」と読み替えるものとする。

別記第2号様式（第6条第1項関係）

年 月 日

発行責任者

北海道防衛局総務部長 殿

所属：

官職：

氏名：

亡失・損傷報告書

私は、下記のとおり

[マイナンバー身分証明書 臨時身分証明書]	を	[亡失]	いたしましたので報告いたします。
		[損傷]	

記

注1：損傷のときは、その損傷した身分証明書又は臨時の身分証明書の写しを添付すること

注2：亡失又は損傷の日時、場所、経緯及び亡失等の後に採った措置について記載すること

別記第3号様式（第6条第4項関係）

年 月 日

発行責任者

北海道防衛局総務部長 殿

所属：

官職：

氏名：

発見報告書

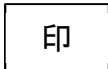
私は、 年 月 日に亡失報告をした
[マイナンバー身分証明書
臨時身分証明書] について発見しま
したので報告いたします。

記

注：記には、発見の日時・場所等の状況を詳細に記載すること

別記第4号様式（第8条第1項関係）

【表面】

縦:3.5 センチ メートル	 防衛省 MINISTRY OF DEFENSE	臨時身分証明書	第 0123456 号
		官 名 氏 名 有効期限 上記の者は、防衛省の職員であることを証明する。 発行権者 北海道防衛局長 	縦:5.5 センチ メートル
横:2.5 センチメートル	(写 真)	発行機関：北海道防衛局総務部総務課 TEL 011-272-7578	
	横:8.5 センチメートル		

【裏面】

生年月日：昭和〇〇年〇月〇日
注意事項
○他人への貸与・譲渡は行わないこと。
○マイナンバーカードを取得した場合は、速やかに発行機関へ返却すること。
○紛失時は、表面記載の発行機関まで速やかに届けること。
※このカードを取得した方は、ご面倒でも表面の発行機関までご連絡ください。